

1. 件名：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所の許可使用に係る変更許可申請に関する面談

2. 日時：令和2年8月7日（金） 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮脇安全管理調査官、益子放射線安全審査官、笠原放射線規制専門職

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所

副所長、トカマクシステム技術開発部長 他5名

5. 要旨

(1) 本日の面談に先立ち、令和2年3月18日に実施した前回の面談^{*}において、原子力規制庁から伝えた審査における確認の視点について、4月10日に国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所（以下「那珂研究所」という。）から説明資料（資料2～4）の提供を受けた。

これに対し、原子力規制庁から、4月27日に提出した質問事項（資料5）等について確認を行ってきたところ。

(2) これらを踏まえ、本日、那珂研究所から、資料1に基づき、以下の内容について説明があった。

- ① 3月の面談以降の主な変更箇所
- ② 原子力規制庁からのコメントに対する回答
- ③ 適合性に関する説明

(3) 原子力規制庁は、(2)の事実関係を確認するとともに、那珂研究所に対し、主に以下について確認した。

(非密封R Iの使用について)

- 本申請における非密封R Iの取扱いとする行為や範囲等の考え方を明確にし、使用の場所とするものや、線量評価の場所を示すこと。また、放射線発生装置の使用に係る評価において考慮する核種との区別等は、分かりやすく示すこと。
- 放射化物を取り扱う際の所内手順を説明すること。
- 保管廃棄設備（一時保管場所）についての評価を示すこと。また、評価をある場所で代表させる場合など、複数の場所に係る評価を包括して示そうとす

る場合には、その旨を明記するなどして、必要と考えられる場所に係る評価が欠落しているものではないこと示すこと。

- 汚染空気の広がり防止装置として設置する設備又は系統は、その種類、機能、設置場所等の具体的内容を明確にすること。
- 廃棄施設に係る処理能力等については、施設の要件や評価における条件等との整合性が明確に判別することができるよう示すこと。

(密封R Iの使用について)

- 貯蔵容器について、ステンレス鋼缶の構造等について明確にすること。
- 貯蔵施設に係る管理区域の範囲を明確にすること。

(放射線発生装置の使用について)

- 放射線発生装置としての機器構成やその設置場所等は、明確に識別できるように示すこと。
- 放射線発生装置に係る性能及び方法等に示す各諸元と中性子線の発生量等との関係について説明すること。
- 放射線発生装置の使用の場所以外の場所や室であって、使用施設に係る管理区域として管理するものは、それらが明確に判別することができるよう示すこと。
- 廃棄施設の廃棄の方法（液体状のもの）において、「廃水」とするものについて、その発生の態様、頻度、量等を明記すること。

(その他添付書類事項)

- 非密封R Iとして取り扱う放射化物（タイルと台座）の外形及びその構造等を説明すること。また、切断・分解等それらの具体的な取扱方法を説明すること。
- 本申請において、略語を使用する場合には、その説明を示すこと。また、説明において同一又は同義のものを示す場合には、その用語を統一し、説明内容等について整合性及び判読性を損なわないようにすること。
- 「ビームダンプ」など、JT-60Aに係る評価において重要な操作や現象のうち、JT-60Aとして独特なものは、その発生場所や態様について、説明を明示すること。

(4) 那珂研究所から、(3)の指摘も踏まえ、速やかに申請書の補正を提出するよう作業を行うとともに、別途必要な場合は面談を行うこととしたい旨の発言があった。また、本件は、核融合研究開発の日欧国際的なプロジェクトの一環として、令和元年12月に申請したもので、本プロジェクトの計画達成に向けて対応する方針であり、早期に許可を得られるよう審査願いたいとの要望があった。

6. 配付資料

- 資料1 「那珂核融合研究所における放射性同位元素等の許可使用に係わる変

更の許可申請について」の第2回面談資料」（令和2年8月7日）

- 資料2「那珂核融合研究所における放射性同位元素等の許可使用に係わる変更の許可申請について」（令和2年4月 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構核融合エネルギー部門那珂核融合研究所）
- 資料3「密封されていない放射性同位元素の使用に関する評価に関する参考資料」（令和2年4月）
- 資料4「プラズマ発生装置に関する参考資料」（令和2年4月）
- 資料5「那珂核融合研究所変更許可申請に対するコメント」（令和2年4月27日 原子力規制庁放射線規制部門）

※「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所の許可使用に係る変更許可申請に関する面談」（令和2年3月18日）

<https://www2.nsr.go.jp/data/000308134.pdf>